



平成 29 年（行ツ）第 4 号 選挙無効請求上告事件

上告人 鶴本圭子 ほか 10 名

被上告人 東京都選挙管理委員会 ほか 10 名

上告理由書に対する意見書

平成 29 年 3 月 13 日

最高裁判所第三小法廷 御中

被上告人ら指定代理人

武 笠 圭 志	
清 野 正 彦	
伊 藤 清 隆	
澁 谷 勝 海	
山 本	
大 原 哲 治	
佐 藤 克 洋	
高 島 聰	

第 1	事案の概要	3
第 2	本件の争点及び上告人らの主張	3
第 3	被上告人らの主張の要旨	4
1	本件訴訟の判断枠組み	4
2	平成 27 年改正法は、本件選挙時において国会の裁量権の範囲内のもので あり、選挙区間における投票価値の不均衡は、違憲の問題が生ずる程度の著 しい不平等状態に至っていたとはいえないこと	4
第 4	被上告人らの主張	7
1	本件の事実経過等	7
2	国会の定めた定数配分規定は、国会の裁量権の行使として合理性を有する ものである限り、憲法に違反するものではないこと	17
3	平成 27 年改正法は国会の裁量権の範囲内のものであり、本件選挙時にお ける選挙区間の投票価値の不均衡は、違憲の問題が生ずる程度の著しい不平 等状態に至っていたとはいえないこと	21
4	原判決の誤り	43
5	まとめ	45
第 5	結語	45

被上告人らは、平成28年11月21日付け上告理由書における上告人らの主張に対し、次のとおり、被上告人らの意見を上申する。

第1 事案の概要

本件は、東京都選挙区、茨城県選挙区、栃木県選挙区、群馬県選挙区、埼玉県選挙区、千葉県選挙区、神奈川県選挙区、新潟県選挙区、山梨県選挙区、長野県選挙区及び静岡県選挙区の各選挙人である上告人らが、平成27年法律第60号（以下「平成27年改正法」という。）による改正（以下「平成27年改正」という。）後の公職選挙法14条1項、別表第3の参議院（選挙区選出）議員の議員定数配分規定（以下、「本件定数配分規定」といい、数次の改正の前後を通じ、平成6年法律第2号による改正前の別表第2を含む議員定数配分規定を「定数配分規定」という。）は、人口比例に基づかず憲法に違反し無効であるから、これに基づき平成28年7月10日に施行された参議院議員通常選挙における選挙区選出議員の選挙（以下「本件選挙」という。）の上記各選挙区における選挙も無効であると主張して、公職選挙法204条に基づき、同選挙の無効を求める事案である。

第2 本件の争点及び上告人らの主張

本件の争点は、本件選挙時において、本件定数配分規定の下での選挙区間における投票価値の不均衡が、違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態に至っていたか否かである（その余の争点に関する被上告人らの主張については、原審における被上告人らの平成28年8月30日付け答弁書参照）。

上記争点について、上告人らは、憲法が人口比例選挙を保障していることを理由として、上記不平等状態に至っており、本件定数配分規定は憲法に違反する旨主張する。

第3 被上告入らの主張の要旨

被上告入らの主張は、後記第4以下において詳述するが、その要旨は次のとおりである。

1 本件訴訟の判断枠組み

憲法は投票価値の平等を要求しているが、他方で、憲法は、選挙制度の仕組みの決定については、国会の広範な裁量に委ねており（43条2項、47条）、選挙制度の仕組みに関する国会の裁量権は、投票価値の平等と並び立つ憲法上の要請である。したがって、投票価値の平等は、このような憲法上の要請を受け、国会が正当に考慮することのできる他の政策的目的ないし理由との関連において調和的に実現されるべきものである。

そして、憲法が二院制を採用した趣旨及び定数の偶数配分という参議院議員の選挙制度における技術的制約等に照らすと、国会の定めた定数配分規定が憲法14条1項等の規定に違反して違憲と評価されるのは、上記憲法上の要請や参議院の独自性その他の政策的目的ないし理由を考慮しても、投票価値の平等の見地からみて違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態が生じており、かつ、当該選挙までの期間内にその是正がされなかつたことが国会の裁量権の限界を超える場合に限られるものと解すべきである。

2 平成27年改正法は、本件選挙時において国会の裁量権の範囲内のものであり、選挙区間における投票価値の不均衡は、違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態に至っていたとはいえないこと

(1) 近時の最高裁判所大法廷判決が、参議院議員の議員定数配分規定について、違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態にあったと判断した最大の論拠は、長期間にわたり5倍前後の大きな較差が継続してきたという点にあるから、5倍前後の較差が大幅に縮小されれば、上記の最大の論拠が取り除かれたと評価されると解される。

そして、累次の最高裁判所大法廷判決は、参議院議員の選挙において都

道府県を選挙区の単位とすることの合理性を基本的に肯定してきたのであり、最高裁判所平成26年11月26日大法廷判決・民集68巻9号1363ページ（以下「平成26年大法廷判決」という。）も、二つの県を合わせた選挙区を創設する方法（以下「合区」という。）も最高裁判所大法廷判決の趣旨に沿った方法として評価していたことからすれば、都道府県単位の選挙制度を原則として維持しつつ、合区という方法を採用して較差を大幅に縮小させることは、近時の最高裁判所大法廷判決の趣旨に沿うものといえる。

(2) この点、平成27年改正法は、都道府県単位の選挙制度が果たしてきた役割の重要性等を踏まえつつ、憲法が求める投票価値の平等の要請に応えるため、一部の選挙区について合区する一方で、参議院の選挙区選出議員について、都道府県を構成する住民の意思を集約的に反映させるという意義ないし機能を原則として維持し、もってその代表の実質的内容ないし機能に衆議院議員と異なる独自の要素を持たせようとしたものと解される。

そして、合区により都道府県を各選挙区の単位とする仕組みを改めた平成27年改正の結果、平成25年7月に施行された参議院議員通常選挙（以下、「平成25年選挙」といい、他の選挙も施行された年を付して同様に略称する。）時に1対4.77であった議員一人当たりの選挙人数の最大較差（以下、単に「最大較差」という。）は、平成22年国勢調査の結果に基づく議員一人当たりの人口の最大較差（以下「最大較差（人口）」という。）において1対2.97に縮小され、本件選挙当日の最大較差においても3倍を僅かに超えるにとどまり、その余の選挙区における較差はいずれも3倍未満となるなど、投票価値の較差は最高裁判所大法廷判決の趣旨に沿った形で、従前の5倍前後の較差から大幅に縮小された。このような平成27年改正により、最高裁判所大法廷判決が議員定数配分規定につき違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態にあったと判断した最大の論拠

は取り除かれたものというべきである。

また、そもそも、選挙権は、民主主義国家において、治者でもあり被治者でもある国民が自らの意見等を国政に反映させることを可能にする極めて重要な権利である。そして、我が国の国民には、人口の集中する都市部に居住する者もいれば、山間部などのいわゆる過疎地域を含む県に居住する者もいるのであって、そのような場合に、過疎地域に住む少数者の意見を国政に反映する必要はないということにはならないことは明らかである。そうすると、平成27年改正法が都道府県単位の選挙制度を原則として維持したことは、参議院の選挙区選出議員について衆議院議員のそれとは異なる要素を付加し、地方の民意を含む多角的な民意の反映を可能とするものであるから、憲法が二院制を採用した趣旨に沿うものというべきである。

さらに、平成27年改正法が4県の合区にとどめたのは、これ以上の合区が地域代表的性格を有する選挙制度の制度設計として不合理であるとともに、合区の対象県とそれ以外の県との間の不公平など、合区による弊害もより顕著になるためであって、十分な合理性があるといえる。

加えて、都道府県単位の選挙制度は、憲法制定当時、参議院の選挙制度における国会の裁量権行使の有力な一態様として許容されていたものであり、限界集落の発生等、過疎化による地方の疲弊が進行する今日の我が国の社会情勢下において、その意義をますます増しており、地方公共団体等もその存続を望んでいたものである。そうすると、合区を設けることにより投票価値の較差を大幅に縮小させる一方で、都道府県単位の選挙制度を原則として維持するという国会の裁量権の行使は、十分な合理性を有するものであって、憲法上許容されるものというべきである。

以上の諸点に、参議院議員については、憲法上、3年ごとに議員の半数を改選するものとされ（46条）、定数の偶数配分が求められるなどの技術的制約があること等を併せ考慮すると、本件選挙において、本件定数配

分規定の下での選挙区間の最大較差が3倍を僅かに超えたことのみをもつて、国会の裁量権の限界を超えるなどということはできず、本件定数配分規定の下での投票価値の不均衡は違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態に至っていたとはいえない。

第4 被上告入らの主張

1 本件の事実経過等

(1) 昭和22年に制定された参議院議員選挙法は、参議院議員250人を全国選出議員100人と地方選出議員150人に区分し、前者については全都道府県の区域を通じて選出し、後者については都道府県を単位とする選挙区において選出する仕組みを採用した。同法案の提案理由説明において、当時の大村内務大臣は、「全国選出議員は、学識経験ともに優れた全国的な有名有為の人材を簡拔することを主眼とするとともに、職能的知識経験を有するものが選挙される可能性を生ぜしめることによって、職能代表制の有する長所を探り入れようとする狙いを持つもの」であり、こうした全国選出議員が「地域代表的性格を有する地方選出議員」と相まって、参議院を特徴あらしめる旨説明した。そして、各選挙区ごとの議員定数については、半数改選という憲法上の要請（46条）を踏まえ、定数を偶数として最小限を二人とする偶数配分の方針が採られた。

昭和25年に制定された公職選挙法の定数配分規定は、この仕組みをそのまま引き継いだものである。その後、昭和57年法律第81号による公職選挙法の改正により、参議院議員選挙についていわゆる拘束名簿式比例代表制が導入され、比例代表選出議員100人と都道府県を単位とする選挙区ごとに選出される選挙区選出議員152人に区分されることになった。もっとも、比例代表選出議員は、全都道府県を通じて選挙されるものであって、各選挙人の投票価値に差異がない点においては、従来の全国選

出議員と同様であり、選挙区選出議員は従来の地方選出議員の名称が変更されたものにすぎず、参議院議員の選挙制度の仕組み自体に変更はなかった（乙第2号証及び乙第3号証）。

(2) 上記(1)のような選挙制度の仕組みの下で、昭和22年の参議院議員選挙法制定当時には最大較差（人口）が1対2.62であったものの、昭和52年7月に施行された参議院議員通常選挙の時点では最大較差が1対5.26に拡大し、平成4年7月に施行された参議院議員通常選挙の時点では1対6.59にまで達する状況となった（乙第4号証）。

その後、平成6年法律第47号による公職選挙法の改正（以下「平成6年改正」という。）により、参議院議員の総定数（252人）及び選挙区選出議員の定数（152人）を増減しないまま、7選挙区で定数が8増8減され、上記改正後の平成7年7月に施行された参議院議員通常選挙における最大較差は1対4.97、平成10年7月に施行された参議院議員通常選挙における最大較差は1対4.98であった（乙第2号証ないし乙第4号証）。

(3) 平成12年法律第118号による公職選挙法の改正により、比例代表選出議員の選挙制度がいわゆる非拘束名簿式比例代表制に改められるとともに、投票価値の較差を是正するため選挙区選出議員の定数が6減（146人）され、上記改正後の平成13年7月に施行された参議院議員通常選挙（平成13年選挙）における最大較差は1対5.06、平成16年7月に施行された参議院議員通常選挙（平成16年選挙）における最大較差は1対5.13であった（乙第2号証ないし乙第4号証）。

平成13年選挙に係る最高裁判所平成16年1月14日大法廷判決・民集58巻1号56ページ（以下「平成16年大法廷判決」という。）は、同選挙当時において上記改正後の定数配分規定が憲法に違反するに至っていたものとすることはできないと結論づけたが、補足意見において、次回選挙においてもなお漫然と同様の状況が維持されるならば違憲判断がされ

る余地がある旨指摘された。平成16年選挙に係る最高裁判所平成18年10月4日大法廷判決・民集60巻8号2696ページ（以下「平成18年大法廷判決」という。）も、同選挙当時において同規定が憲法に違反するに至っていたものとすることはできないと結論づけたが、投票価値の平等の重要性を考慮すると、従来の選挙制度の枠組みの見直しを含め、投票価値の較差をより縮小するための検討を継続することが憲法の趣旨に沿う旨付言した。

(4) 参議院は、平成16年大法廷判決の上記補足意見を受けて、平成16年2月以降、各会派の実務者による参議院議員選挙の定数較差問題に関する協議会（以下「参院改革協議会」という。）を設置し、協議を重ねた。しかし、各会派の意見が一致しなかったため、同協議会は、同年5月、平成19年選挙に向けて、定数較差問題について結論を得るように協議を再開するとの意見が大勢であった旨の報告書を参議院議長に提出した。

参院改革協議会は、平成16年12月、選挙制度に係る専門委員会を設置した。同委員会は、平成17年2月から同年10月までの間、定数較差問題について協議を行った上、同月、複数の是正案を併記した報告書を提出した。参院改革協議会は、これを受け協議を行ったが、較差是正の具体案について合意は得られなかった（以上につき、乙第2号証16ページ）。

(5) 平成18年法律第52号による公職選挙法の改正（以下「平成18年改正」という。）により、選挙区選出議員の定数が4選挙区で4増4減され、上記改正後の平成19年7月に施行された参議院議員通常選挙（平成19年選挙）における最大較差は、1対4.86であった（乙第2号証ないし乙第4号証）。平成19年選挙に係る最高裁判所平成21年9月30日大法廷判決・民集63巻7号1520ページ（以下「平成21年大法廷判決」という。）は、同選挙当時、平成18年改正後の定数配分規定は憲法に違反するに至っていたものとすることはできないと結論づけたが、上記のよ

うな較差は投票価値の平等という観点からはなお大きな不平等が存する状態であって、選挙区間における投票価値の較差の縮小を図ることが求められる状況にあり、最大較差の大幅な縮小を図るために現行の選挙制度の仕組み自体の見直しが必要となる旨付言した。

- (6) 平成19年12月、参議院議長が、参院改革協議会において選挙制度の見直しを検討するよう要請したことを受け、平成20年6月、参議院改革協議会専門委員会（選挙制度）が設置された。同専門委員会においては、平成21年大法廷判決において選挙制度の仕組み自体の見直しの必要性を指摘されたことも踏まえて議論されたものの、具体策について意見の一致を見なかった。しかし、同専門委員会においては、平成25年選挙に向けて選挙制度の見直しを行うことを合意し、これに向けた行程表を了承したことから、平成22年5月、これらを内容とする報告書が提出された（以上につき、乙第2号証17ページ）。
- (7) 平成18年改正後の定数配分規定の下で2回目に施行された平成22年7月の参議院議員通常選挙（平成22年選挙）における最大較差は、1対5.00であった（乙第4号証）。同選挙に係る最高裁判所平成24年10月17日大法廷判決・民集66巻10号3357ページ（以下「平成24年大法廷判決」という。）は、同選挙当時、上記の較差が示す投票価値の不均衡は、違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態に至っていたが、同選挙までの間に定数配分規定を改正しなかったことが国会の裁量権の限界を超えるものとはいえず、同規定が憲法に違反するに至っていたものとすることはできないと結論づけたものの、単に一部の選挙区の定数を増減するにとどまらず、都道府県を選挙区の単位とする現行の選挙制度の仕組み自体の見直しを内容とする立法的措置を講じ、できるだけ速やかに上記の不平等状態を解消する必要がある旨付言した。
- (8) 平成22年選挙以降、参議院では、正副議長及び各会派の代表により構

成される「選挙制度の改革に関する検討会」及びその検討会の下に「選挙制度協議会」が設置され、平成25年7月に施行される参議院議員通常選挙に向けて選挙制度の見直しを行うため、平成24年7月までの間に、選挙制度の改革に関する検討会において合計6回、選挙制度協議会において合計11回にわたり協議が重ねられたものの、各会派の意見の対立が大きく、全会派の合意に基づく成案を得るには至らなかった（乙第2号証、乙第5号証及び乙第6号証）。

そこで、平成25年7月に施行される参議院議員通常選挙に向けて可及的に較差の是正を図るため、選挙区選出議員について4選挙区で定数を4増4減することを内容とする公職選挙法の一部を改正する法律案が平成24年法律第94号（以下、「平成24年改正法」といい、同法による改正を「平成24年改正」という。）として提出され、平成24年11月16日、成立した（乙第2号証、乙第4号証及び乙第6号証）。

(9) 平成25年7月21日、平成25年選挙が平成24年改正後の定数配分規定に基づき施行された。平成25年選挙当日における選挙区間の投票価値の較差は、鳥取県選挙区を1とした場合、最大が北海道選挙区との間の4.77であり、較差が4倍台の選挙区が6選挙区、較差が3倍台の選挙区が11選挙区であった（乙第4号証、乙第7号証及び資料1の1）。

平成25年選挙に係る平成26年大法廷判決は、同選挙当時、上記の較差が示す投票価値の不均衡は違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態にあったものではあるが、同選挙までの間に定数配分規定を改正しなかつたことが国会の裁量権の限界を超えるものとはいえず、同規定が憲法に違反するに至っていたということはできないと結論づけたものの、従来の改正如のように単に一部の選挙区の定数を増減するにとどまらず、国会において、都道府県を単位として各選挙区の定数を設定する現行の方式をしかるべき形で改めるなどの具体的な改正案の検討と集約が着実に進められ、で

きるだけ速やかに、現行の選挙制度の仕組み自体の見直しを内容とする立法的措置によって上記の不平等状態を解消する必要がある旨付言した。

(10) 山崎正昭参議院議長は、平成25年9月12日に開催された参議院各会派代表者懇談会において、平成24年改正法附則の検討条項等を踏まえ、定数較差問題について抜本的見直しに取り組むことが必要である旨述べ、改めて選挙制度の改革に関する検討会（以下「検討会」という。）を設置することを提案し、了承された。また、平成25年9月12日に開催された検討会においては、実務的な協議を行うため、検討会の下に選挙制度協議会（以下「協議会」という。）を設置することが決定された（以上につき、乙第7号証及び乙第8号証）。

協議会は、同月27日から平成26年11月21日まで合計29回にわたり、諸外国の選挙制度を検討したり、合計13名の参考人から意見を聴取したりするとともに、各会派等から提示された改革案等の内容を踏まえ、選挙制度の枠組み、平成24年大法廷判決を踏まえた較差の許容範囲の解釈並びに「2県合区制」及び「ブロック選挙区制（府県に代えてより広域の選挙区の単位を新たに創設するもの）」等の種々の選挙区設定方法等について、協議を重ねた（乙第7号証、乙第9号証及び乙第10号証）。

上記のような協議会における「2県合区制」等の検討内容については、平成26年大法廷判決においても、「参議院の検討機関において、本件選挙後（引用者注：平成24年選挙）も、上記附則の定めに従い、平成24年大法廷判決の趣旨に沿った方法等の検討が行われてきている」と評価されている。

(11) 協議会は、平成26年11月以降、意見集約に向けて議論を行っていたが、各会派の意見が一致しないことから、それまでの議論を踏まえて報告書の取りまとめに入ることとし、同年12月26日、各会派から示された改革案を併記する形で作成した選挙制度協議会報告書を参議院議長に報告

することを決定した（乙第7号証、乙第9号証及び乙第10号証）。

検討会は、選挙制度協議会報告書の提出を受け、平成27年2月25日から同年5月29日まで、選挙制度の改革について協議を重ねていたが、各会派が一致する結論を得られなかつたことから、検討会における協議に一区切りをつけ、今後、委員会及び本会議で結論を出していくこととされた（乙第7号証及び乙第8号証）。

その後、選挙制度の改革については、各会派内及び各会派間における検討が進められ、次第に、参議院選挙区選出議員の選挙区に合区を導入する2案、具体的には、①「4県2合区を含む10増10減」の改正案と②「20県10合区による12増12減」の改正案に集約されていった（乙第7号証6ページ）。

(12) 平成27年7月23日、上記①の改正案を含めて法案化した公職選挙法の一部を改正する法律案（参第11号）と上記②の改正案を含めて法案化した公職選挙法の一部を改正する法律案^{*1}（参第12号）がそれぞれ発議され、同月28日、前者の法律案（参第11号）が平成27年改正法として成立し、同年11月5日、施行された（乙第7号証6ないし8ページ、乙第11号証の1ないし3）。

平成27年改正法は、参議院創設以来、初めて都道府県を各選挙区の単位とする仕組みを改め、一部について合区を設けたものであり、具体的には、参議院選挙区選出議員の選挙区及び定数について、鳥取県及び島根県、

*1 秋田県と山形県、石川県と福井県、鳥取県と島根県、徳島県と高知県、佐賀県と長崎県をそれぞれ合区し、定数2人の選挙区とし、富山県と岐阜県、山梨県と長野県、奈良県と和歌山県、香川県と愛媛県、大分県と宮崎県をそれぞれ合区し、定数4人の選挙区とすること等を内容とする法律案

徳島県及び高知県をそれぞれ合区し、定数二人の選挙区とした上で、定数4の県のうち、議員一人当たりの人口の少ない3県（宮城県、新潟県及び長野県）の定数を二人ずつ減員するとともに、議員一人当たりの人口の多い1都1道3県（東京都、北海道、愛知県、兵庫県及び福岡県）の定数を二人ずつ増員すること等を内容とするものである（乙第3号証、乙第7号証8ページ）。

平成27年改正法の発議者は、平成27年改正法が合区を設けた理由について、都道府県単位の選挙制度が地方の意見を国政に反映させる重要な役割を果たしてきたことを十分に踏まえつつ、憲法が求める投票価値の平等の要請に応えるためと説明し（乙第11号証の1・1ページ）、また、合区の対象を鳥取県、島根県、高知県及び徳島県とした理由については、人口の少ない都道府県は、少ない方から順に鳥取県、島根県、高知県、徳島県であり、これらは互いに隣接する人口の少ない県同士での組合せが可能である一方で、徳島県の次に人口の少ない都道府県は福井県であり、福井県に隣接する府県の人口はいずれもそれほど少ないわけではなく、これらの府県と福井県とを合区することとした場合には、これらの府県と人口のより少ない県との間で不公平さを生じさせることとなるためと説明した（乙第11号証の1・8ページ）。なお、20県10合区をすることを内容とする法律案（参第12号）については、国会において、「合区の対象は20県と全体の4割に及んでおり、単独の県と合区対象の県の不公平感は一層顕著になる」、「歴史的、地理的、社会的なつながり、条件がほとんどない合区による様々な矛盾を生じることになる」といった意見が出されていた（乙第11号証の1・16ページ）。

平成27年改正により、平成22年国勢調査の結果に基づく最大較差（人口）は、1対2.97に縮小された（乙第4号証）。

(13) 平成27年改正に至るまでの間には、選挙制度の改革について、民意の

反映という観点から人口比例のみに偏った選挙制度に疑問を呈する意見や、参議院を地方代表の府として積極的に位置づける考え方もあり得るとする意見など、様々な意見が出されていた（乙第12号証の1ないし7）。また、平成27年改正に至るまでの間には、合区の検討対象とされた地方公共団体の議会から、地方自治法99条に基づき、「東京一極集中を是正し、地方の活性化を図るためにには当事者である地方の意見が最大限に活かされることが必要であり、人口により単純に区割りを決定することは、地方創生に逆行し、適当ではない」（乙第13号証の7）、「未だに各県独自の課題が多く存在し、各町村としても地方創生に本格的に取り組もうとしている状況の中で、むしろ都道府県単位の選挙区制度は国と地方が一緒に取り組みを行う上で重要なものとなっている」、「地域の代表を送り出すことができないことで、地域の特性等を活かした施策や対応が取られなくなることや、地域の実情に応じた施策に目を向けることが少なくなる恐れがあり、国・地方を通じて達成されるべき国土の均衡ある発展に支障が生じかねない」（同号証の8）などとして、合区に反対する旨の多数の意見が出され（同号証の1ないし8及び11、資料2の1ないし69），全国町村会からは、「国と地方が一層連携を強め、地方創生・人口減少克服を推進していくためにも、単に人口の多寡のみならず全ての地域の実情や声が国家に十分反映できる選挙制度とすることが必要」であるとして、人口の少ない選挙区を統合する合区案について慎重な検討等を求める旨の意見が出され（同号証の9），全国知事会からは、「日本の民主主義において都道府県の果たしてきた重要な役割を尊重し、人口の多寡にかかわらず、都道府県単位の代表が国政に参加する仕組みを検討することを求める」などとして、合区案に対する懸念が示されていた（同号証の10）。

なお、平成27年改正後も、地方公共団体の議会からは、地方自治法99条に基づき、合区を解消するよう求める旨の意見書が多数提出されてお

り、全国知事会、全国市長会、全国町村会及び全国町村議会議長会からも、合区を解消するよう求める旨の特別決議やこれ以上の合区を導入しないよう求める要望が出されている（乙第15号証、資料3の1ないし109）。また、平成27年12月に日本世論調査会が実施した世論調査によれば、合区を支持する意見は少なく、将来的に参議院の選挙制度をどうするべきかという点についても、合区での較差是正を進めるとした割合は19.8パーセントにとどまり、都道府県単位で代表を選ぶことを優先するとした割合が36.5パーセントと最多であった（乙第14号証4ページ）。

(14) 平成28年7月10日、本件定数配分規定の下で初めての参議院議員通常選挙として、本件選挙が施行された。本件選挙当日における選挙区間の投票価値の較差は、福井県選挙区を1とした場合、最大が埼玉県選挙区との間の3.08であり、その他の選挙区との較差はいずれも3倍未満であり、うち23選挙区との間の較差は2倍未満であった（乙第1号証）。

本件選挙において合区された鳥取県、島根県、徳島県及び高知県の投票率は、次のとおり、島根県を除く各県で低下するとともに過去最低の投票率を記録した。さらに、その無効投票率は、島根県を除いて全国平均を相当程度上回り、高知県は全国で最も高い無効投票率となった（資料1の2ないし4）。

	本件選挙の投票率	平成25年選挙の投票率からの増減	本件選挙の無効投票率	平成25年選挙の無効投票率からの増減
鳥取県	56.28%	- 2.60%	4.04%	+ 1.27%
島根県	62.20%	+ 1.31%	2.03%	- 0.32%
徳島県	46.98%	- 2.31%	2.96%	- 0.02%
高知県	45.52%	- 4.37%	6.14%	+ 2.59%
全国平均	54.70%	+ 2.09%	2.65%	- 0.50%

なお、高知県において投票率が低下した原因については、合区により選

挙区が拡大し、候補者と有権者の距離が遠くなつたと感じられたこと、特に高知県においては、地元出身の候補者がいなかつたため、選挙への関心が高まらなかつたことによるものと報じられている（資料4）。

2 国会の定めた定数配分規定は、国会の裁量権の行使として合理性を有するものである限り、憲法に違反するものではないこと

(1) 憲法は、選挙権の内容の平等、換言すれば投票価値の平等を要求しているものと解される。

しかしながら、他方で、憲法は、両議院の議員の選挙について、議員の定数、選挙区、投票の方法その他選挙に関する事項は、法律で定めるものとし（43条2項、47条）、どのような選挙制度が国民の利害や意見を公正かつ効果的に国政に反映させることになるのかの決定を国会の広範な裁量に委ねている。これは、国民の代表の選出方法は、過疎地に居住する国民への配慮の在り方等、国の在り方の選択にもつながり得るものであり、その性質上、国權の最高機関である国会において判断されるべきものであるからである。

そうすると、選挙制度に関する国会の裁量権は、投票価値の平等の要請と並び立つ憲法上の要請というべきものであるから、投票価値の平等は、選挙制度の仕組みを決定する絶対の基準ではなく、このような憲法上の要請を受け、国会が正当に考慮することのできる他の政策的目的ないし理由との関連において調和的に実現されるべきものである。

したがつて、国会が具体的に定めたところがその裁量権の行使として合理性を有するものである限り、それによって投票価値の平等が譲歩を求められることになつても、憲法に違反するものではないと解すべきである。

(2) 憲法は、二院制を採用し、衆議院と参議院の権限及び議員の任期等に差異を設けている（42条、45条、46条、54条1項、59条2項、60条、69条）。その趣旨は、多角的かつ長期的な視点からの民意を反映

させ、衆議院との権限の抑制、均衡を図り、国政の運営の安定性、継続性を確保しようとする点にあると解される。このことは、憲法改正審議の過程で開催された衆議院本会議において、金森徳次郎国務大臣が、参議院を置いた理由として、「国政が慎重に行われていくことを期するの一途に外ならない」、「参議院を一種の抑制機関である、而してこれに慎重熟練の要素を盛り込む工夫をしたならば、一院制の持つて居る欠点、或は又この憲法草案に付て往々人が疑う所の多数党の一時的なる勢力が弊害を起すと云うようなことを防止する力を持つのではなかろうか、これが基本の考えでございます。」、「国民の持つて居ります色々な複雑な考え方を、単に数に依つて代表せしむると云うことは、甚だ不適切であります。少くとも議会に於て議論として現れて来ます場合に、非常に不適切であろうと思ひます。」、「処が、他の角度から、独り数の角度ばかりでなく、質の方からも何か着想して、国民を代表すると云うことに致しますれば、稍々複雑なる角度を捉えつつ一人の国民を国会の代表とすることが出来ます。此の考え方には衆議院は一般的なる見地に於て国民を代表する、併しながら参議院は（中略）使命に適するような風の角度に於て国民を代表する。」と答弁していたことからも明らかである（逐条日本国憲法審議録〔増訂版〕第3巻86、89及び90ページ）。憲法が予定する上記のような役割を参議院が果たすためには、その構成員たる参議院議員の選挙制度において、人口比例の要請以外の考慮要素、すなわち、衆議院とは異なる参議院の使命に適するような考慮要素を十分に考慮することが求められるものというべきである。

また、憲法が二院制を採用した以上、両議院がその構成を異なるものとし、それぞれが特色を持った議院として機能することは、憲法が当然に予定しているところであり、そのように機能させるために衆議院と参議院とで選挙区の構成等を異にすることもまた憲法上予定されているというべき

である。このことは、大村清一国務大臣が、参議院議員選挙法案の提案理由を説明する中で、「新憲法が（中略）国会を構成するのに（中略）両院を以てして居りますのは、蓋し両院制度を採用して長短相補わしめると共に、審議の慎重を期し、以て国権の最高機関たる機能の發揮に遺憾ながらしめようとして居るのであります」と答弁していたことからも明らかである（選挙制度国会審議録第1巻688ページ）。そして、衆議院と参議院とで議員の選出方法を異にするためには、衆議院議員の選挙制度においては、憲法上、議員一人当たりの選挙人数ないし人口ができる限り平等に保たれることを最も重要な基準とすることが求められることに伴い、人口比例以外の政策的な考慮要素を考慮する余地が乏しいものとなつてのことからすれば、参議院議員の選挙制度においては、衆議院議員の選挙制度と異なり、人口比例以外の考慮要素についても十分に考慮することが求められるものというべきである。

さらに、参議院議員については、憲法上、3年ごとに議員の半数を改選することとされ（46条），定数の偶数配分が求められる。このように、参議院議員の定数配分には衆議院の選挙制度には存在しない憲法上の技術的制約等があることからすれば、参議院議員の選挙における投票価値の平等の要請は、衆議院議員の選挙制度以上に大きく譲歩を求められるものであることは明らかである。

以上のような憲法が二院制を採用した趣旨及び参議院議員の選挙制度における憲法上の技術的制約等に照らすと、国会の定めた定数配分規定が憲法14条1項等の規定に違反して違憲と評価されるのは、参議院の独自性その他の政策的目的ないし理由を考慮しても、投票価値の平等の見地からみて違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態が生じており、かつ、当

該選挙までの期間内にその是正がされなかつたことが国会の裁量権の限界を超える場合に限られるものと解すべきである。

(3) これまでの累次の最高裁判所判決も、都道府県単位の選挙制度の合憲性が争われた事案についてのものであるが、前述したところと同様の見地に立って定数配分規定についての合憲性審査基準を判示している（最高裁判所昭和58年4月27日大法廷判決・民集37巻3号345ページ（以下「昭和58年大法廷判決」という。）、最高裁判所昭和61年3月27日第一小法廷判決・集民147号431ページ、最高裁判所昭和62年9月24日第一小法廷判決・集民151号711ページ、最高裁判所昭和63年10月21日第二小法廷判決・集民155号655ページ、最高裁判所平成8年9月11日大法廷判決・民集50巻8号2283ページ、最高裁判所平成10年9月2日大法廷判決・民集52巻6号1373ページ、最高裁判所平成12年9月6日大法廷判決・民集54巻7号1997ページ、平成16年大法廷判決、平成18年大法廷判決、平成21年大法廷判決、平成24年大法廷判決、平成26年大法廷判決）。

上記判例の判断枠組みは、衆議院議員総選挙に係る累次の最高裁判所判決における判断枠組み、具体的には、①選挙区割りが投票価値の較差において憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っているか否か、②上記の状態に至っている場合に、憲法上要求される合理的期間内における是正がされなかつたとして選挙区割り規定が憲法の規定に違反するに至っているか否かという判断枠組みと類似している。

しかし、上記①及び②の判断枠組みの具体的内容については、参議院議員の選挙制度における国会の裁量権が衆議院議員の選挙制度におけるものよりも広範なものとして位置づけられているために、その判断枠組みが書き分けられることに十分に留意されるべきである。すなわち、まず、上記①の点についてみると、参議院議員については、上記のとおり、衆議

院議員と異なり、3年ごとに議員の半数が改選され（憲法46条），定数の偶数配分が求められるなどの選挙制度の技術的制約等があり，かつ，憲法が二院制を採用した趣旨等から，国会には人口比例以外の考慮要素をどの程度考慮すべきかという点についても相当広範な裁量の幅があるため，参議院議員の選挙における投票価値の平等の要請は，人口比例を重要な基準とする衆議院の選挙制度と比較して，一定の譲歩を求められることから，衆議院議員の選挙における「憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っているか」との表現振りと異なり，「違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態に至っているか」との表現振りとされているのである（西川知一郎・最高裁判所判例解説民事篇（平成10年度（下））724ないし727ページ参照）。次に，上記②の点についてみると，参議院議員の選挙制度については，衆議院議員の選挙制度と異なり，憲法が二院制を採用した趣旨等から，国会には人口比例以外の考慮要素をどの程度考慮すべきかという点についても相当広範な裁量の幅があるため，一定の数値のみで違憲状態に至っているとする判断が一層困難であること，参議院議員の選挙制度においては，立法政策として選挙区割りや議員定数の配分を衆議院議員と比較してより長期にわたって固定し，国民の利害や意見を安定的に国会に反映させる機能を持たせることも憲法の予定する合理的な立法政策であると解され，是正の時期に関する国会の裁量の幅もより広いものと考えられることから，衆議院議員の選挙における「是正のための合理的期間の経過」との表現振りと異なり，「著しい不平等状態の相当期間の継続」との表現振りとされているのである（川神裕・最高裁判所判例解説民事篇（平成8年度（下））703ないし707ページ参照，西川知一郎・最高裁判所判例解説民事篇（平成10年度（下））724ないし727ページ参照）。

- 3 平成27年改正法は国会の裁量権の範囲内のものであり，本件選挙時にお

ける選挙区間の投票価値の不均衡は、違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態に至っていたとはいえないこと

(1) 平成27年改正法の意義

都道府県単位の選挙制度は、これまで、地方の意見を国政に反映させる役割、すなわち、都道府県が、歴史的にも政治的、経済的、社会的にも独自の意義と実体を有し一つの政治的まとまりを有する単位として、これを構成する住民の意思を集約的に反映させるという意義ないし機能を果たしてきたものであり、都道府県は、今日においても、地方における一つのまとまりを有する行政等の単位として国政上も極めて重要な機能を営んでいるものである。

平成27年改正法は、上記のような都道府県単位の選挙制度が果たしてきた役割の重要性等を踏まえつつ、憲法が求める投票価値の平等の要請に応えるため、一部の選挙区を合区する一方で、参議院の選挙区選出議員について、都道府県を構成する住民の意思を集約的に反映させるという意義ないし機能を原則として維持し、もって、参議院の選挙区選出議員について、その代表の実質的内容ないし機能に衆議院議員と異なる独自の要素を持たせようとしたものと解される。

以下においては、このような平成27年改正法が国会の裁量の範囲内のものであり、本件選挙時における選挙区間の投票価値の不均衡は、違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態に至っていたとはいえないことにつき、①国会が、できる限りの検討及び協議等を尽くした上で、平成27年改正を達成したこと（後記(2)）、②平成27年改正が、平成26年大法廷判決の趣旨に沿って較差を大幅に縮小させたこと（後記(3)）、③平成27年改正法は、憲法が二院制を採用した趣旨に沿うものであり、国会において正当に考慮することができる政策的目的ないし理由に基づくものであること（後記(4)）の各観点を踏まえて、詳述する。

(2) 国会が、できる限りの検討及び協議等を尽くした上で、平成27年改正を達成したこと

平成27年改正に至るまでの間には、前記1(13)で述べたとおり、都道府県単位の選挙制度の仕組みを改めるよう求めた平成24年大法廷判決及び平成26年大法廷判決後も、都道府県単位の選挙制度の仕組みを改めることについて地方から多数の反対意見が寄せられるという異例の事態が生じていた（乙第13号証、乙第15号証、資料2及び3（以上につき枝番号あるものは枝番号を含む。））。それだけでなく、国会において、平成24年大法廷判決及び平成26年大法廷判決を踏まえ、種々の検討及び協議を尽くしたにもかかわらず、合意の形成が困難な状況にあり、最高裁判所大法廷判決が求めていた違憲の問題が生ずる不平等状態を解消する措置を執ること自体が危ぶまれる状況にあった。

そのような状況にあったにもかかわらず、国会は、平成26年大法廷判決ができるだけ速やかに都道府県単位の選挙制度の仕組み自体の見直しを内容とする立法的措置によって違憲の問題が生ずる投票価値の不平等状態を解消する必要がある旨付言したことを踏まえ、平成26年大法廷判決の判示に応えるべく、反対の声が相当に根強く、弊害も懸念されていた合区にまで踏み込むことにより、平成27年改正を達成したのである。

以上のとおり、国会は、平成26年大法廷判決の判示内容を踏まえ、平成27年改正に至るまでの間に、できる限りの検討及び協議等を尽くした上で、平成27年改正を達成したのであるから、このような国会の努力は十分に評価されるべきである。

(3) 平成27年改正が平成26年大法廷判決の趣旨に沿って較差を大幅に縮小させたことにより、違憲の問題が生ずる程度の不平等状態にあったとの同判決の判断を支える最大の論拠が取り除かれたこと

ア 合区という形で5倍前後の最大較差が大幅に縮小されることにより、

最高裁判所大法廷判決が議員定数配分規定につき違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態にあるとの判断を支える最大の論拠が取り除かれること

上記(2)のとおり、国会は、平成26年大法廷判決の趣旨を踏まえ、投票価値の不平等状態を解消するための措置として選挙区の合区を含む平成27年改正を実現したものであるところ、このような合区という形で5倍前後の最大較差が大幅に縮小されることにより、議員定数配分規定につき違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態にあるとの平成26年大法廷判決の判断を支える最大の論拠が取り除かれるといえることは、次のとおり明らかである。

(ア) 累次の最高裁判所大法廷判決は、参議院議員の選挙において都道府県を選挙区の単位とすることの合理性を基本的に肯定してきたこと

昭和58年大法廷判決は、参議院議員の選挙において都道府県を選挙区の単位とすることについて、「都道府県が歴史的にも政治的、経済的、社会的にも独自の意義と実体を有し一つの政治的まとまりを有する単位としてとらえうることに照らし、これを構成する住民の意思を集約的に反映させるという意義ないし機能を加味しようとしたもの」として、「国民各自、各層の利害や意見を公正かつ効果的に国会に代表させるための方法として合理性を欠くものとはいえない」と判示していた。

そして、平成16年大法廷判決以降、投票価値の平等の観点から実質的にはより厳格な評価がされるようになったとはいえ、参議院議員の選挙において都道府県を選挙区の単位とすることについては、平成26年大法廷判決においても、「都道府県が地方における一つのまとまりを有する行政等の単位であるという限度において相応の合理性を有していたことは否定し難い」と判示されているとおり、累次の最高

裁判所大法廷判決は、都道府県単位の選挙制度の合理性を基本的に肯定してきたものである（なお、この点に関しては、いわゆる1人別枠方式の合理性がその時間的な限界を超えたことにより失われたと判断した衆議院議員の選挙制度に関する判示（最高裁判所平成23年3月23日大法廷判決・民集65巻2号755ページ）と対比しても明らかといえる。）。

(イ) 近時の最高裁判所大法廷判決の判示に照らすと、5倍前後の較差を大幅に縮小させることにより、参議院議員の議員定数配分規定につき違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態にあるとされた判断の最大の論拠を取り除くことができる

また、平成26年大法廷判決は、平成27年改正前の議員定数配分規定が違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態にあったと判断したが、その判断において、昭和58年大法廷判決が参議院議員の選挙制度において長期にわたる投票価値の大きな較差の継続を許容し得る根拠とした選挙制度の仕組みや参議院に関する憲法の定め等について、「長年にわたる制度及び社会状況の変化を踏まえると、数十年間にもわたり5倍前後の大きな較差が継続することを正当化する理由としては十分なものとはいえなくなっている」とした上で、「むしろ、都道府県を各選挙区の単位として固定する結果、その間の人口較差に起因して上記のように投票価値の大きな不平等状態が長期にわたって継続している状況の下では、上記の都道府県の意義や実体等をもって上記の選挙制度の仕組みの合理性を基礎付けるには足りなくなっているものといわなければならない」と判示した。

このように、平成26年大法廷判決において、平成27年改正前の議員定数配分規定の下での選挙区間における投票価値の不均衡が違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態にあると評価されるに至った

最大の論拠は、都道府県を各選挙区の単位として固定する仕組みが、長年にわたる制度及び社会状況の変化により、もはや5倍前後の大きな較差が長期にわたって継続する状況を正当化する十分な根拠を維持し得なくなったとするものである。

このような平成26年大法廷判決の趣旨に照らすと、長期にわたって継続してきた5倍前後の較差を大幅に縮小させることができれば、参議院議員の議員定数配分規定につき違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態にあるとされた判断の最大の論拠を取り除くことができると解される。

(ウ) 選挙区間の較差を是正するために合区という方法を探ることは、平成26年大法廷判決によても容認されていること

そして、平成26年大法廷判決は、国会において都道府県を単位として各選挙区の定数を設定する現行の方式をしかるべき形で改める必要があると付言しているところ、前記1(10)で述べたとおり、平成27年改正が採用した合区という方法については、同判決においても、「平成24年大法廷判決の趣旨に沿った方法等の検討が行われてきている」との評価を受けていたものである。

このように、選挙区間の較差を是正するために合区という方法を探ることは、平成26年大法廷判決によても容認されていることは明らかである。

イ 平成27年改正は、最高裁判所大法廷判決の趣旨に沿って較差を大幅に縮小させることにより、平成27年改正前の議員定数配分規定につき違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態にあるとされた判断の最大の論拠を取り除いたものであること

しかるところ、平成27年改正は、最高裁判所大法廷判決の趣旨に沿って較差を大幅に縮小させ、5倍前後の較差が長期間にわたり継続

してきたという状態に正に終止符を打ったものである。その較差の是正措置は、決して過小評価することはできないものであり、また、その是正のために合区という方法を採用した点も憲法上許容されるものである。さらに、約5倍前後の較差を合憲とした平成21年大法廷判決から本件選挙までの7年間に、3倍前後の較差をも許容しないほどの制度及び社会状況の変化は生じていない。これらのことからすれば、平成27年改正は、平成27年改正前の議員定数配分規定につき違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態にあると判断した平成26年大法廷判決の最大の論拠を取り除いたものということができる。

以下、この点についてふえんして述べる。

(ア) 平成27年改正による大幅な較差の是正措置は、十分に評価されるべきものであること

平成27年改正により、平成24年選挙時と比較して、平成22年国勢調査の結果に基づく最大較差（人口）において1対2.97に縮小され、本件選挙当日における最大較差においても1対3.08に縮小されたものである。

のみならず、このような較差の是正は、単に福井県選挙区と埼玉県選挙区の2選挙区間のみで生じたものではなく、次のとおり、全国の選挙区の全体的傾向として生じたものである。すなわち、平成24年選挙時においては、以下のとおり、選挙区間の最大較差が1対4.77、較差が4倍台の選挙区が6選挙区、較差が3倍台の選挙区が11選挙区に上っていた。他方、平成27年改正の結果、平成22年国勢調査の結果に基づく最大較差（人口）は1対2.97に縮小され、本件選挙当日の選挙区間の最大較差においても1対3.08と3倍を僅かに超えるにとどまり、その余の選挙区間の較差はいずれも3倍未満となり、うち全選挙区（45選挙区）の半数以上とな

る 24 選挙区において 2 倍未満となるなど、投票価値の較差が全体として大幅に縮小された。

	較差 4 倍台	較差 3 倍台	較差 2 倍台	較差 1 倍台
平成 24 年選挙	6 選挙区	11 選挙区	14 選挙区	16 選挙区
本件選挙	0 選挙区	1 選挙区	20 選挙区	24 選挙区

また、上記の選挙区間の最大較差の是正については、5 倍前後の較差が長期間にわたり継続してきたという状態に正に終止符を打ったといえるほどの抜本的な是正措置と評価し得るものである。すなわち、この是正により、前回選挙時の最大較差 4.77 から一挙に 3.08 にまで最大較差が縮小されたものであるところ、この最大較差の縮小幅 1.69 ($4.77 - 3.08 = 1.69$) は、過去最大の較差の縮小幅であった平成 6 年改正による 1.62 ($6.59 - 4.97 = 1.62$) をも上回るものであり、かつ、本件選挙における最大較差 3.08 も、これまでの累次の最高裁判所判決の事案において合憲とされた最大較差のうち最も低い最大較差であった 4.09 をも大幅に下回るものであった（別紙参照）。また、その縮小割合は、5 倍近くの較差を、一挙に約半分の 3 倍前後とするものである（なお、投票価値の完全な平等状態は較差が 1 倍であるため、較差 3 倍は較差 5 倍の半分の較差と評価されることになる。）。

以上のとおり、このような平成 27 年改正による投票価値の較差の是正措置は、決して過小評価されるべきものではなく、十分に評価されるべきものである。

(イ) 平成 27 年改正の採用した合区という方法は、平成 26 年大法廷判決の趣旨に沿ったものであること

また、前記ア(ウ)で述べたとおり、選挙区間の較差を是正するためには合区という方法を探ることは、平成 26 年大法廷判決によっても

容認されていたものである。そして、国会は、平成26年大法廷判決の趣旨を踏まえ、都道府県単位の選挙制度が地方の意見を国政に反映させる重要な役割を果たしてきたことを踏まえつつも、憲法が求める投票価値の平等の要請に応えるため、反対の声が相当に根強く、弊害も懸念されていた合区にまで踏み込むことにより、都道府県を各選挙区の単位とする仕組みを改め、4県2合区を含む10増10減等を内容とする平成27年改正を行ったものである。

このような4県2合区等を内容とする平成27年改正は、参議院創設以来、初めて都道府県を各選挙区の単位とする仕組みを改めた抜本的な改正であり、平成26年大法廷判決の趣旨に沿ったものであることは明らかである。

(ウ) 約5倍前後の較差を合憲とした平成21年大法廷判決から本件選挙までの7年間に、3倍前後の較差も許容しないほどの制度及び社会状況の変化は生じていないこと

前記1(3)及び(5)で述べたとおり、平成21年大法廷判決までの累次の最高裁判所大法廷判決は、都道府県を選挙区の単位とする議員定数配分規定の下での選挙区間における5倍前後の較差について、違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態にあるとは判断しておらず、平成21年大法廷判決も、最大較差が1対4.86であった平成19年選挙当時の議員定数配分規定を合憲としていた。

これに対し、平成24年大法廷判決及び平成26年大法廷判決は、各選挙時までの長年にわたる制度及び社会状況の変化を理由として、上記と同様の状態（5倍前後の較差）にあった投票価値の不均衡について、違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態にあった旨判断したが、いうまでもなく、制度及び社会状況の変化は、通常、緩やかに進行するものであって、平成21年大法廷判決から僅か7年

後に施行された本件選挙までの間に、参議院議員の選挙において3倍前後の較差すら許容されないほどの制度及び社会状況の劇的な変化が生じていたとは到底認められない。

そうすると、平成24年大法廷判決までに長年にわたり制度及び社会状況の変化が続いており、それが5倍前後の較差について憲法上の問題を生じさせるものであったとしても、本件選挙時における3倍前後の最大較差についてまで同様の問題を生じさせるものとは到底いえない。

(I) 小括

以上によれば、平成27年改正による投票価値の較差の是正は、その内容及び程度において、上記各大法廷判決の趣旨に沿つたものであって、これにより、平成27年改正前の議員定数配分規定につき違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態にあるとした平成26年大法廷判決の最大の論拠は取り除かれ、上記状態に終止符が打たれたものというべきである。

(4) 平成27年改正法は、憲法が二院制を採用した趣旨に沿うものであり、国会において正当に考慮することができる政策的目的ないし理由に基づくものであること

平成27年改正法は、上記(3)で述べたとおり、その較差の是正内容をその数値面から検討するのみでも、従前の較差を抜本的に是正するものであって、同改正法の下において行われた本件選挙が合憲であることは明らかであるが、さらにその内容面を実質的に検討することにより、本件選挙の合憲性は一層明らかなるものとなる。

すなわち、同改正法が、参議院の選挙区選出議員について都道府県を構成する住民の意思を集約的に反映させるという意義ないし機能を原則として維持し、参議院の選挙区選出議員について、その代表の実質的内容ない

し機能に衆議院議員と異なる独自の要素を持たせようとしたことは、次とのおり、憲法が二院制を採用した趣旨に沿うものであり、国会において正當に考慮することができる政策的目的ないし理由に基づくものである。

ア 参議院の選挙区選出議員について地域代表的性格を原則として維持することは、憲法が二院制を採用した趣旨に沿うものであること

憲法は、二院制の下で、一定の事項について衆議院の優越を認める反面、参議院議員につき任期を6年の長期とし、解散もなく、選挙は3年ごとにその半数を改選することを定めている（46条等）。その趣旨は、多角的かつ長期的な視点からの民意を反映させ、衆議院との権限の抑制、均衡を図り、国政の運営の安定性、継続性を確保しようとしたものと解される。

そして、現在、両議院においては、都道府県又はそれを細分化した地域を選挙区とする選挙と、より広範な地域を選挙の単位とする比例代表選挙との組合せという類似した選出方法が採られているところ、殊に衆議院の小選挙区選出議員の選挙制度については、人口の少ない県に居住する国民の意見をも十分に国政に反映させることができるようにすることを目的としていた1人別枠方式が平成24年法律第95号により廃止され、投票価値の平等の要請に対する制度的な配慮として、選挙区間の人口較差が2倍未満となることとする旨の区割基準が定められている（平成28年法律第49号による改正後の衆議院議員選挙区画定審議会設置法（以下「区画審設置法」という。）3条）。このように、両議院の選挙制度が同質的なものとなり、衆議院の小選挙区制度については、1人別枠方式が廃止され、厳格な人口比例に基づく選挙制度が採られている中で、区画審設置法3条に相当する規定のない参議院についても衆議院と同様の厳格な人口比例に基づく選挙制度しか採り得ないというのであれば、参議院議員の選挙制度における憲法上の技術的制約等が大きいこと

と相まって、地方に居住する少数者の意見を含む多角的な民意の反映が困難となることは明らかである。

また、国政に関する選挙制度を全体としてみると、衆議院においては、市区町村の単位を基本とする小選挙区選挙と全国を 11 のブロック^{*1}に分けた比例代表選挙が採用されている（公職選挙法 13 条 1 項、別表第 1、同条 2 項、別表第 2）のに対し、参議院においては、全都道府県の区域を通じた比例代表選挙と都道府県単位を原則とする選挙区選挙が採用されている（公職選挙法 12 条 2 項、14 条 1 項、別表第 3）。このように、参議院において都道府県単位を原則とする選挙制度が維持されることによって、両議院の選挙制度全体として、我が国における地方公共団体の種類（地方自治法 1 条の 3）及び各地方公共団体の特色を踏まえた多角的な民意の反映が可能となっているのである。

そうすると、平成 27 年改正法が、参議院の選挙区選出議員について、都道府県を構成する住民の意思を集約的に反映させるという意義ないし機能を原則として維持し、その代表の実質的内容ないし機能に衆議院議員と異なる独自の要素を持たせようとしたことは、参議院の選挙区選出議員の議員選出基盤について衆議院議員のそれとは異なる要素を付加し、多角的な民意の反映を可能としたものであるから、憲法が二院制を採用した趣旨に沿うものというべきである。

イ 参議院の選挙区選出議員について地域代表的性格を原則として維持することは、国会において正当に考慮することができるものであること
(7) 都道府県及び都道府県単位の選挙制度の意義

*1 北海道、東北、北関東、南関東、東京都、北陸信越、東海、近畿、中国、四国及び九州の 11 ブロックである。

我が国における都道府県は、憲法改正審議の過程で開催された衆議院委員会における大村清一内務大臣の「我が国の府県は明治以来一つの地方団体と致しまして、段々と発展して参り、そしてそこに府県民の団結と云うようなものも大いに見るべきものがある、又地方の総合行政機関として、相当功績も挙げて居るのであります。」との答弁（逐条日本国憲法審議録〔増訂版〕第3巻711ページ）からも明らかなどおり、明治4年の廢藩置県、明治23年の府県制の制定等を経て、長年にわたり一つの行政単位として社会的及び政治的に重要な役割を果たしてきたものであり（資料5）、憲法も、その制定当時から地方公共団体の一つとして想定していたものである。

そして、都道府県単位の選挙制度は、このような都道府県の歴史的、社会的及び政治的な意義等を踏まえて制定されたものであり、長年にわたって国民に定着しているのみならず、限界集落の発生等、過疎化による地方の疲弊が進行する今日の我が国社会情勢下において、地方の意見を国政に反映させるため、ますます重要な役割を果たしているものである（資料2の1ないし3の109）。

このように、都道府県単位の選挙制度は、長年にわたって国民に定着し、かつ、今日の我が国社会情勢下において、より重要な役割を果たすようになっているため、都道府県単位の選挙制度の仕組みを改めるよう付言した平成24年大法廷判決及び平成26年大法廷判決後も、都道府県単位の選挙制度の仕組みを改めることについては、地方から多数の反対意見等が寄せられるという異例の事態が生じていたものである。国会は、このような普通地方公共団体の議会から地方自治法99条に基づき寄せられた意見並びに全国知事会及び全国町村会といった全国的連合組織（地方自治法263条の3第1項参照）から寄せられた意見（乙13の9及び10等）等について、法的に拘束され

るものではないが、その裁量権の行使に際して、適切に考慮することが求められるところである。

なお、投票価値の平等の重要性は平成26年大法廷判決の指摘するところであるが、他方で、参議院議員の選挙制度を通じて、多角的な民意を国政に反映するためには、まずは様々な状況にある国民各自が選挙権を積極的に行使することが重要であり、都道府県単位の選挙制度の仕組みを大きく変えることは、現在、自分の県の代表を選ぶために投票すると考えている国民の投票意識に消極的な影響を与える可能性があり（後記ウ（ア）参照）、それでは、憲法が二院制を採用して多角的な民意の反映を図ろうとした趣旨に適合しないおそれもある。

（イ）少数者の声も国政に届くような選挙制度を定めることは、国会において十分に考慮されるべきものであること

そもそも、選挙権は、民主主義国家において、治者でもあり被治者でもある国民が自らの意見等を国政に反映させることを可能にする極めて重要な権利であるところ、我が国の国民には、人口の集中する都市部に居住する者もいれば、山間部などのいわゆる過疎地域を含む県に居住する者もいるのであり、そのような場合に、過疎地域に住む少数者の意見を国政に反映する必要がないということにはならないことは明らかである。したがって、そのような少数者の声も国政に届くような選挙制度を定めることは、前記2(2)で述べたように、憲法が多数党の一時的な勢力による弊害を防止するための抑制機関として参議院を設置した趣旨にも沿うものであり、国会において十分に考慮されるべきものである。

しかるに、人口比例原則を厳格に貫いた選挙制度を採用した場合、たとえ人口の集中が進む都市部から選出された国会議員が全国民の代表者としての認識を持って行動したとしても、過疎化が進む地方の実

情と問題意識等を十分に把握した上で、これを国会に届けることは決して容易なことではない。その結果、国政の運営において、人口集中の進む都市部から選出される国会議員が参議院の多数を占め、都市部に居住する国民の意見に基づく施策が優先的に実施されるということになれば、過疎化が進む地方に居住する国民の意見はますます反映されにくいものとなり、その結果、地方の過疎化に更に拍車がかかるこという悪循環が繰り返されるということになりかねない。理念としての「全国民の代表」が現実の統治過程で民意を多角的に反映する機能することは、決して容易なことではないのである。

そうすると、上記で述べたような都道府県及び都道府県単位の選挙制度の意義並びに平成27年改正に際して地方公共団体等から出された意見等を踏まえ、参議院の選挙区選出議員について都道府県を構成する住民の意思を集約的に反映させるという意義ないし機能を原則として維持し、過疎化等が進む地方の実情と課題に通曉する者を国政に参加させようすることは、国会において正当に考慮することができる政策的目的ないし理由となることは明らかである。

なお、昭和58年大法廷判決は、「参議院地方選出議員の選挙の仕組みについて事実上都道府県代表的な意義ないし機能を有する要素を加味したからといって、これによって選出された議員が全国民の代表であるという性格と矛盾抵触することになるということもできない」と判示しているところである。

(ウ) 小括

以上のとおり、平成27年改正法が、参議院の選挙区選出議員について地域代表的性格を原則として維持し、その代表の実質的内容ないし機能に衆議院議員と異なる独自の要素を持たせようとしたことは、憲法が二院制を採用した趣旨等に沿うものであり、国会において正当

に考慮することができるものであるから、これが十分に合理性を有する立法理由となることは明らかである。

ウ 平成27年改正法は、本件選挙時において、国会の裁量権の範囲内のものであること

(ア) 平成27年改正が4県の合区にとどめたことには、十分な合理性があること

平成27年改正法において合区の対象が鳥取県、島根県、高知県及び徳島県とされたのは、これらの県については互いに隣接する人口の少ない県同士での組合せが可能であった一方で、これ以上に合区をすることは、地域代表的性格を有する選挙制度の制度設計として不合理であるとともに、合区の対象県とそれ以外の県との間で不公平さを生じさせ、合区による弊害もより顕著になるためであった（前記第4の1(11)及び(12)参照）。

すなわち、平成27年改正により合区された各県の有権者数の差は、高知県と徳島県との間で2万3204人（同数字は、本件選挙当日の有権者数の差 $(651,552 - 628,348 = 23,204)$ である。以下同じ。）、鳥取県と島根県との間で10万2267人 $(586,162 - 483,895 = 102,267)$ にとどまり（資料1の5）、人口差が少ない県同士の組合せであったため、人口が少ないほうの県の代表も選出される相当程度の可能性があるといえる。また、合区数も4県と比較的少なく、都道府県単位の選挙制度の例外を認める県の割合は約8.5パーセント $(4 \div 47 \approx 0.085)$ 、同例外を認める有権者数の割合は約2.2パーセント $(2,349,957 \div 106,202,873 \approx 0.022)$ にとどまるものである。そうすると、平成27年改正は、地域代表的性格を有する選挙制度として合理性を有するものであるといえる。

これに対し、平成27年改正以上に合区をした場合、具体的には、

本件選挙において議員一人当たりの人口が最も少なかった福井県とその次に少なかった佐賀県をそれぞれ隣接県のうち最も人口の少ない石川県又は長崎県と合区した場合について検討すると、福井県と石川県の有権者数の差は30万3044人（960,487-657,443=303,044）、佐賀県と長崎県の有権者数の差は47万4174人（1,167,985-693,811=474,174）であって（乙第1号証）、人口差が大きいがゆえに、人口の少ない県から代表が選出される可能性は非常に少ないと見える。この点、平成27年改正に至るまでの間に合区案として検討されていた佐賀県と福岡県の組合せの場合、その人口差は353万0282人（4,224,093-693,811=3,530,282）であって（乙第1号証）、その人口差が著しいゆえに、人口の少ない県から代表が選出される可能性は極めて少ないものとなる。これを本件選挙における開票結果を基に検討すると、石川県における当選者の得票数は32万8013票であるのに対し、福井県における当選者の得票数は21万7304票にとどまっているため（資料1の6）、福井県と石川県が合区され、改選定数が1とされた場合^{*1}、福井県からの立候補者が当選する可能性は事実上なくなるといえる。また、長崎県における当選者の得票数は33万6612票であるのに対し、佐賀県における当選者の得票数は25万1601票にとどまっているため（資料1の7）、佐賀県と福井県が合区され、改選定数が1とされた場合、佐賀県からの立候補者が当選する可能性は事実上なくなるといえる。さらに、佐賀県と福岡県が合区され、改選定数が3とされた場合でも、福岡県における上位3番目の

*1 改選定数は、平成27年改正に至るまでの過程で検討されていた案の改選定数を前提としている（乙第7号証7ページ及び乙第10号証参照）。以下同じ。

得票者の得票数は46万7752票であり、佐賀県の当選者の得票数25万1601票はもとより、佐賀県における投票総数39万3338票（無効投票数を含む。）をも相当数上回っているため（資料1の4及び1の7），佐賀県からの立候補者が当選する可能性はやはり極めて少なく、それ故に、地方公共団体の議会からも同様の意見が出されていたところである（乙第13号証の2）。いわんや、仮に、平成27年改正に至るまでの間に提出された改正案（参第12号）のように20県もの合区を行った場合には、参議院議員の選挙区選挙においては投票者が自県の候補者に投票する傾向があると考えられること（資料6）と相まって、上記のとおり合区対象の選挙区において代表の選出される県が事実上固定化される上、都道府県単位の選挙制度を採用しない県の割合が約42.5パーセント（ $20 \div 47 = 0.425$ ）にまで達することとなるのであるから、地域代表的性格を有する選挙制度としてはもはや破綻している。そのような選挙制度は、地域代表的性格を有する選挙制度の制度設計として、およそ不合理なものといわざるを得ない。

また、本件選挙においては、人口差の少ない県同士の合区にとどまつたにもかかわらず、前記1(14)で述べたとおり、4県の合区対象県中、3県において過去最低の投票率を記録するなど、逆に、合区による種々の弊害が指摘されている（資料3の34, 47, 49ないし53等）。そして、参議院の選挙区選挙においては、前記イ(ア)で述べたとおり、都道府県単位の選挙制度が国民に定着しており、選出される議員には当該都道府県を構成する住民の意思を集約的に反映させる役割も期待されていることからすれば、福井県や佐賀県等を含む人口差の大きい県同士の合区を進めた場合、その人口差ゆえに代表が選出される県が事実上固定化されるため、人口の少ない県の国民をして選挙権を行使

する意義ないし意欲を失わせ、合区による上記弊害がより顕著なものとなることが十分に考えられる。このような選挙権の行使に対する悪影響のみならず、合区対象とされた人口の少ない県からの立候補者の減少等、被選挙権の行使に消極的な影響を及ぼすおそれも否定できない。それでは、前記イ(イ)で述べたとおり、過疎化が進む地方の県に居住する国民の意見は、ますます国政において反映されにくいものとなり、憲法が二院制を採用し、多角的な視点からの民意を反映させようとした趣旨に沿わない事態を招くことは明らかである。

この点、全国知事会の有識者研究会である「憲法と地方自治研究会」も、平成27年改正以上の合区については人口規模が大きく異なる自治体間で合区が行われる可能性があり、その場合、人口規模の小さい県は代表を出すことが困難となることが予想されるため、自治体間の不平等性がより明確な形で現れる旨正當に指摘しているところである(乙第14号証4ページ)。

なお、平成27年改正に至るまでに検討されていた案のように、仮に20県の合区をした場合や衆議院議員の比例代表選挙と同様の全国11ブロックの選挙区選挙とした場合、これまで長年にわたって継続していた都道府県単位の選挙制度からの極めて急激かつ大規模な選挙制度の変更となるため、憲法が二院制を採用し、参議院議員の任期を長期のものとするなどして国政の運営の安定性及び継続性を確保しようとした趣旨にも到底沿わないというべきである。

そうすると、平成27年改正が合区の対象を4県にとどめたことは、十分な合理性があるというべきであり、更なる合区が単に法技術的に可能であったという理由でその合理性が覆されるものではない。

(イ) 参議院の選挙制度においては、衆議院とは異なる憲法上の技術的制約等があり、較差の是正には大きな限界があること

参議院議員については、憲法上、3年ごとに議員の半数を改選することとされ（46条）、定数の偶数配分が求められるほか、その総定数は242人とされ、うち選挙区選出議員は146人とされている（公職選挙法4条2項）。そのため、参議院の選挙区選挙においては、半数改選の対象となる僅か73人（ $146 \div 2 = 73$ ）を各選挙区に適切に配分することが求められる（なお、衆議院における小選挙区選出議員は295人であり（公職選挙法4条1項）、半数改選の要請もないため、同数を各選挙区に配分することができる。）。

このように、参議院議員の定数配分には衆議院の選挙制度には存在しない憲法上の技術的制約等があり、しかも参議院議員の総定数を増加する方法を探ることも事実上困難であることからすれば、参議院議員の選挙区選挙における較差の是正にはおのずから大きな限界があるということができる。

(ウ) 都道府県単位の選挙制度は、憲法制定時から参議院の選挙制度における国会の裁量権行使の有力な一態様として想定されていたものであり、今日においても、これを原則として維持することが憲法上許容されること

金森徳次郎国務大臣は、憲法改正審議の過程で開催された衆議院本会議において、参議院議員の選挙区について、「選挙区に付きましては、これを府県単位を一選挙区として決めるというのが一説であります。」「選挙区に付きまして一応三つ案が出ることになります。一つは各議員は各地方地方の比較的小さい選挙区に分け（中略）形式的には地方を代表すると云うような形を以て議員を作っていく。」「選挙区を全国一地域にする考え方と、各地域を、まあ、衆議院とは違いまして、府県単位になりましょうから、少し大きくなりましょう。」と答弁していた上（逐条日本国憲法審議録〔増訂版〕第3巻・123、1

36, 142及び143ページ), 政府は、憲法改正審議に際し、各都道府県を参議院議員の選挙区の単位とすること等を内容とする「参議院議員選挙法案要綱試案」^{*1}を参考資料として議員に配布し(前同181ページ参照), 現に、憲法制定直後に都道府県単位の選挙制度を内容とする参議院議員選挙法が制定されている。

このような憲法の制定過程等に照らすと、憲法が、参議院議員の選挙制度における国会の裁量権の行使として、都道府県単位の選挙制度を採用することを具体的に想定し、かつ、これを許容していたことは明らかである。

もっとも、参議院議員選挙法制定後、参議院の選挙区選挙において、投票価値の最大較差が徐々に拡大し、最大較差が5倍前後となる状態が長年にわたって継続するようになったため、憲法上、都道府県単位の選挙制度の仕組み自体の見直しが必要となったことは、平成26年大法廷判決が判示するとおりである。

しかしながら、前記イ(ア)で述べたとおり、都道府県単位の選挙制度は、地方における過疎化の進展と人口の都市集中化という憲法の制定当時には存在しなかった深刻な問題が生じている今日の社会的状況下

*1 同試案の内容は以下のとおりである(自治大学校「戦後自治史Ⅲ(参議院議員選挙法の制定)」124及び129ページ)。

- 「一 議員定数は略300人とすること
- 二 内、略150人は地域代表制とし
 - (イ) 選挙区は各都道府県の区域により、定数の最小限の割当は各選挙区につき二人。爾余は各都道府県における人口に按分し、偶数を附加する。
 - (以下略)」

において、ますます重要な役割を果たしており、地方公共団体等もその存続を強く望んでいたものである。また、前記1(13)で述べたとおり、都道府県単位の選挙制度は国民に定着しており、世論調査の結果も、合区を支持する意見は少なく、将来的に参議院の選挙制度をどうするべきかという点について都道府県単位で代表を選ぶことを優先するとした割合が最多であったというのである。このように、今日における都道府県単位の選挙制度は、憲法制定当時、憲法が想定していた都道府県単位の選挙制度の意義以上の意義を有しているものである。

そうすると、本件選挙において、選挙区間の最大較差が3倍を僅かに超えるという憲法制定時に想定されていた較差を僅かに上回ったからといって、平成27年改正のように都道府県単位の選挙制度を原則として維持することが憲法上許容されないものとまでは解し難いというべきである。

(I) 小括

以上に述べたとおり、国会は、できる限りの検討及び協議を経た上で、平成24年大法廷判決及び平成26年大法廷判決の趣旨に沿って平成27年改正をすることにより、大幅に較差を是正したこと、都道府県単位の選挙制度を原則として維持したことは、憲法の趣旨に沿うものであり、国会において正当に考慮することができる政策的目的ないし理由に基づくものであること、平成27年改正が4県の合区にとどめたことには十分な合理性があること並びに参議院の選挙制度においては、衆議院と異なる憲法上の技術的制約等があり、較差の是正措置に大きな限界があることなどからすれば、本件選挙において選挙区間の最大較差が3倍を僅かに超えたことのみをもって、本件定数配分規定が国会の裁量権の限界を超えるなどということはできず、本件定数配分規定の下での投票価値の不均衡は違憲の問題が生ずる程度の著

しい不平等状態に至っていたとはいえない。

(5) まとめ

以上のとおり、国会は、地方から都道府県単位の選挙制度を改めることについて多数の反対意見等を受けながらも、平成26年大法廷判決の趣旨を踏まえ、できる限りの検討及び協議等を尽くした上、平成27年改正を達成したのであるから、このような国会の較差是正に向けた努力は十分に評価されるべきものである。

そして、平成27年改正の結果、平成24年選挙時には4.77倍であった選挙区間の最大較差が本件選挙時には3倍を僅かに上回る最大較差となるなど、選挙区全体として大幅な較差の是正がされたものであるから、これにより、平成26年大法廷判決が平成27年改正前の議員定数配分規定につき違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態にあるとの判断を支える最大の論拠が取り除かれたことは明らかである。

また、参議院の選挙区選出議員について地域代表的性格を原則として維持することは、憲法が二院制を採用した趣旨に沿うものであり、かつ、地方の声や都道府県単位の選挙制度の意義等を踏まえたものであるから、本件定数配分規定の下での投票価値の不均衡を正当化する十分な根拠となるものというべきである。

したがって、本件定数配分規定の下での投票価値の不均衡は、違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態に至っていたとはいえない。

4 原判決の誤り

原判決は、①急速に変化する社会の情勢の下で、議員の長い任期を背景に国政の運営における参議院の役割がこれまでにも増して大きくなってきていくといえること、②衆議院について、選挙区間の人口較差が2倍未満となることを基本とする旨の区割りの基準が定められていることを理由として、参議院においても、投票価値の平等の要請について十分に配慮することが求め

られるとし、それにより、参議院の選挙制度に関する国会の裁量権を狭いものと捉えているようである（原判決19ページ）。

しかしながら、上記のような理由をもって、投票価値の平等の要請をより重視し、憲法が付与した選挙制度に関する国会の裁量権を狭いものと解することはできない。

すなわち、上記①については、このような判示が裁判例において指摘されるようになった時期に照らすと、我が国において、平成19年選挙後、衆議院と参議院とで第一党が異なるいわゆる「ねじれ現象」が生じ、参議院が国政の運営において大きな役割を果たしていたことを受けた判示であると考えられる。しかしながら、参議院議員の任期については憲法上規定されているものであり（憲法46条）、また、参議院がそのような長い任期を背景に国政に運営において重要な役割を果たすことは、金森徳次郎国務大臣が憲法改正審議の過程で開催された衆議院本会議において、「（引用者注：議員の質問については）例えば参議院と衆議院との間に意見の抵触が起ることは考えらるるではないか、而も二院制度を設けた限り、意見の抵触を当然に予想しなければならない、斯う云うことを前提とせられて居ります。固より寸毫違わず、その通りであります。併しながら、私共が考えましたのは、この頃も申しましたように、今回の議院内閣制に民主主義を強く織込みました結果は、政治は相互に得心し合って行く所の政治でなければならぬのであります。」と答弁していたことから明らかなどおり（逐条日本国憲法審議録〔増訂版〕第3巻・95ページ）、憲法がその制定時点から想定していた事態である。そうすると、憲法制定後の特定の時点から憲法が想定していた事態が現実化したこと等をもって、投票価値の平等の要請性をより重視し、憲法上付与された参議院の選挙制度に関する国会の裁量権を狭いものと解することはできないというべきである。

また、上記②については、参議院の選挙制度に関する国会の裁量権は憲法

により付与されたものであって、憲法上付与された国会の裁量権の有無及び範囲を立法により変更することはできないことからすれば、参議院とは異なる役割が求められる衆議院の選挙制度に関する立法をもって、憲法上、参議院の選挙制度において、投票価値の平等の要請をより重視し、国会の選挙制度に関する裁量権をより狭いものと解することはできないというべきである。

参議院の選挙制度に関する国会の裁量権は、憲法43条2項及び47条によって付与された広範な裁量権であり、これを狭いものと解する原判決は、国会の裁量権を不当に制限するものであって、到底容認することができない。

したがって、上記①及び②を理由として、参議院の選挙制度においても、投票価値の平等の要請をより重視し、憲法が付与した参議院の選挙制度に関する国会の裁量権を狭いものと捉えることは、誤りである。

5 まとめ

以上のとおり、本件選挙時において、本件定数配分規定の下での投票価値の不均衡が違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態に至っていたということはできないから、本件選挙は有効である。

したがって、上告人らの上告理由には理由がない。

第5 結語

よって、本件上告は理由がないから速やかに棄却されるべきである。

以上

参議院通常選挙における較差の推移

